

平成29年（ワ）第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 木伏研一 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

## 第11準備書面

(被告準備書面(4)への反論)

2019年10月16日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男  
外

被告準備書面(4)に対し、以下のとおり反論する。

### 第1 本件調査結果の本訴訟での位置づけ等

本件調査結果は、本訴訟の原告ら及びその家族等において、仙台PS稼働前と稼働後との変化を調査することにより、

- ① 仙台PS稼働後、原告ら及びその家族等の中だけでも、多数の者が現実に症状の変化が生じ、被害を訴えていることが明らかとなったこと
- ② 上記①が仙台PSによるものであることを明らかにすること
- ③ シミュレーション結果に表れている物質の飛散が現実に起こっていること
- ④ 上記物質の飛散は、近隣住民の健康に被害を生じさせるものであること

- ⑤ かかる現在の状況は、仙台P Sが近隣住民の生命・健康に不安を与えるものであること  
を証明するものである。

## 第2 本件調査実施の経緯・調査結果の信用性等について

### 1 本件調査実施の経緯等

- (1) 被告による仙台P Sからの排煙に含まれる種々の物質により、近隣住民に健康被害が生じるであろうことは、稼働前から予測されていた。

とすれば、仙台P S稼働後に生じるであろう健康被害が、被告によるものであることをはっきりさせるためには、仙台P S稼働前にも十分な健康調査を行う必要があった。

そこで、原告らをはじめとする住民は、被告が行った住民説明会の際、事前健康調査を行うために、稼働を延期してほしいと要望した。そして、一般市民に対し、広く健康調査をすることは、個人情報保護の観点から協力を得られにくいため、公的機関の助力が必要であり、また相当の時間をかけることが必要であった。

しかし、被告はこれに応じず、稼働前に計画的な健康調査を行う時間的猶予を原告らや住民に与えないまま試験稼働及び本稼働を強行した。

- (2) 案の定、仙台P S稼働後、近隣住民から、仙台P Sの排煙の悪臭等を指摘する声が次々に上がり、健康被害を訴える者も多く現れたため、その実態を把握するために行ったのが本件調査であった。

### 2 調査の対象、内容、信用性等

- (1) 原告等は、仙台P S稼働前に綿密な計画を立て、稼働前及び稼働後に、十分な人数を対象に調査をし、統計的に必要な対象者数を確保して健康調査をすべく準備していた。しかし、上記経緯・理由により、仙台P S稼働前に調査を実施することはできなかった。かかる状態では、仙台P S稼働後に、調査に協力しうる原告らとその家族を中心に調査を行うほかなかった。

(2) 原告らとしては、本件調査にあたっては、調査項目はATS (American Thoracic Society 米国胸部学会議) の公式日本語訳版を採用し、施行指示にある、年齢性別構成や喫煙、環境、仙台PSへの感情などほかの緩衝(バイアス)要因を質問項目に含んで、できる限り客観的に信頼できるデータを収集するよう努めた。

(3) 母集団がランダムにサンプリングされていないこと等の問題があることは否定しないが、原告ら第9準備書面において示したとおり、「5km以内群」と「5km以外群」において、操業後に新たに有症になった人数について、両群で差がみられたことは事実である。

したがって、本件調査は、上記立証趣旨を十分に証明するものであると考える。

### 第3 本件調査の信用性についての反論

#### 1 はじめに

上記を踏まえ、被告が、本件調査について信用できないとする主張について、以下に反論する。

#### 2 調査対象者の属性等

(1) 被告は、①調査対象者が原告らとその家族のうち調査に同意した者であること、②調査対象者に対し客観的資料を要求していないこと、③調査対象者が極めて少数であることなどを理由に、調査に信用性がないという。

(2) ①及び②については否定しないが、本訴訟の証拠上はプライバシー保護の観点から氏名は公表していないものの、本件調査は記名式で行い、調査解析者によって追跡調査をすることを前提に記入してもらっている(本訴訟では時間の都合上証拠として提出していないが、さらに1回調査を行っている)。このように、本件調査は、回答者と回答内容が追跡できる方式で行っているため、調査対象者が事実でないことを記入するおそれはない。

③については、上記のような様々な制約がある中、132名という数の回答を得たのであるから、「調査対象者が極めて少ない」とは言えない。

### 3 本件解析の方法が不合理であるとの主張について

#### (1) 母数の差異を調整していないとの主張について

ア 被告は、本件調査が「5 km以内群」と「5 km以外群」の母数の差異を調整していないとの理由で、不合理であると主張する。

イ しかし、本件調査は、仙台PS稼働前である2016年と、稼働後である2018年の健康状態を調査し、2016年当時になかった症状が、2018年に現れたかを調査し、調査対象者の中でどのくらいの人数が症状の変化を訴えたかを分析したものである。

母集団の中の該当者の割合を調査しているのであるから、「5 km以内群」と「5 km以外群」の調査対象者人数を一致させる必要性はない。また、むしろこういった調査では、通常、調査人数が同じにあることはない。本件調査では、「5 km以内群」と比較して、「5 km以外群」の対象者が結果として少なくなったことは事実であるが、これは、調査対象者が原告らとその家族等であることによるものであり、統計上問題とはならない。

ウ そして、割合的に見たときに、「5 km以内群」と「5 km以外群」で無視できない差が生じたことは、すでに原告ら第9準備書面で述べたとおりである。

#### (2) 「5 km以内群」と「5 km以外群」で区別することに根拠がないとの主張について

被告は、「5 km以内群」と「5 km以外群」で区別することに根拠がない旨主張する。

しかし、この距離は、被告が住民説明会で使用した資料に基づいて設定したものである。

すなわち、甲A13号証の1は、被告が住宅説明会において使用した

スライドであるが、当該スライドのNO. 26及びNO. 27には、仙台PSを中心に10kmと20kmの円が描かれていた。そして、NO. 27には、仙台PSの自主アセスの最大濃度着地点として、楕円形の印が多賀城市八幡付近とされていたが、これは仙台PSからは2～5km程度の距離にあった。そこで、本件調査では、仙台PSが提示した最大濃度着地点を参考に、その内と外を区別の目安にしたのである。

(3) 質問項目数や内容の差異を調整していないとの主張について

ア 本件調査においては、仙台PS稼働前と稼働後において、変化した項目についてその数を比較しているが、被告からは、同じ症状について異なる複数の質問項目が設けられていたりするので、該当項目数のみで比較する方法は不合理であるとか、成人と中学生以下で質問項目数が異なっており、これを区別しないのも不合理であるとの主張や、5項目を基準とする根拠もない、との主張がなされている。

イ まず、本件調査において用いた項目は、成年と未成年に共通する25項目である。よって、質問票に他の質問項目を含んでいても、調査結果に影響が出ることはない。

次に、同じ症状について異なる複数の質問項目があることについては、本件調査の質問票は国際的に認められたATS調査用日本語版を用いているものであり、また、咳や痰等の細項目数が異なるのは、それぞれの症状の重みづけの違いによるのであるから、的を射た批判ではない。

また、5項目を基準とした点については、実際は、もっと少ない項目を基準とすることも可能であったが、健康への影響を示していると十分に考えられる項目数という観点から、5項目ないし6項目を基準としたのであり、このような基準を設定したことには十分な合理性がある。すなわち、甲A27号証の表からは、例えば変化した項目が「1つ以上の者」も簡単に把握することができる（甲A27号証の⑤や⑥のシートのI列かJ列の数式を、基準とする項目数以上の項目に該当

する場合には1を与えるように変更すればよい。例えば、「1つ以上の者」は、5km圏内で81名中39名、5km圏外で44名中13名となり、単純に比率で表せば48.1%：29.5%となる）。

本件調査の分析結果を示す上で、両群の差を十分に示しうると考えられるのが5項目ないし6項目の該当者であったため、それを示したにすぎない。

#### 4 仙台P Sの操業以外の要因の影響の可能性を十分に分析していないとの主張について

(1) 被告は、長期間の喫煙、緊張や動揺による心理的影響、気管支ぜんそくの既往歴による影響について、合理的な理由なく排除しているのは不合理である旨主張する。

(2) しかし、喫煙や気管支ぜんそくの既往歴については、過去にそのような事情があったとすれば、基点とした2016年の調査の時点で「症状あり」の回答に結びつくはずであるが、本件調査は、そのような症状がない対象者の中から、操業後に新たに症状が発生した対象者に注目して2016年と2018年とを比較しているので、これらの因子は本件調査に不当な影響を与えてはいない。

また、被告は「仙台P Sからのばい煙による健康影響を考え始めると気持ちが緊張したり動揺したりすることがありますか」との質問について、「ほとんどない」という回答が多いことを理由に、仙台P Sの操業は原告らにとって不安を生じさせるようなものではないことが原告ら自身によって明らかにされたに等しく、原告らの平穩生活権が侵害されていないことは明らかである旨主張する。

しかし、当該質問項目は、仙台P Sの存在に過敏になっている者が多ければ調査結果に修正を加える必要が生じる可能性を考慮して設けた質問項目である。すなわち、当該質問項目は、回答者の健康に影響を与える程度の不安感を与えるかどうかを問題にしているものであり、平穩生活権侵害とは異なる観点からの質問である。実際、「緊張したり動揺し

たりする」程度の不安感はかなり程度の高いものであり、このような不安感をほとんど感じなかったからといって、平穩生活権侵害が認められないとは言えない。

なお、「5 km以内群」と「5 km以外群」間の各スコアの分布の状態に特に差が見られず、本質問の結果が、心理的な負担の影響を示す差がないことが明らかになったため、本件調査ではこの項目を根拠に修正を加える必要性はないと判断している。

また、「仙台P Sの存在に過敏に反応していないこと」に関しては、「仙台P Sの稼働による心理的負担が明らかに増えている」とした回答者については、そのことが単独で健康障害につながっているかどうかについて別途ヒアリングを実施したが、そのようには解釈できないことが判明している。

(3) 以上のとおり、被告の批判は当たらない。

5 仙台P S稼働前後で環境汚染物質の測定値等に特段の変化が見られないとの主張について

(1) 被告は、仙台P Sの周辺地域において行政機関が測定した環境汚染物質の測定値も、仙台P Sが測定した環境負荷項目等の測定値も、仙台P S稼働開始の前後で特段の変化が見られない旨主張する。

ア しかし、被告が提出した、仙台P S稼働前である2017年5月と、稼働後である2018年5月の7日間の仙台市の蒲生測定局の測定データ(乙10号証)では、稼働前と稼働後を比較すると、SO<sub>2</sub>は1.29→2.71、NO<sub>2</sub>は5.29→8.14、PM<sub>2.5</sub>は8.00→10.71、O<sub>x</sub>は54.4→62.0といずれも平均で増加し、特にSO<sub>2</sub>は有意(P<0.01)に増加している。さらに、O<sub>x</sub>は、環境基準値60ppbを超えるという大きな変化が起こっている(甲A31号証)。

イ また、仙台P Sの最も近傍にある中野測定局の測定値(甲A32～33号証)を分析すると、海風が入り、日射も強くなる4月及び5月につき、稼働前後の2017年と2018年における時間測定平均値

は、SO<sub>2</sub>は0.735→0.936 (P<0.001)、O<sub>x</sub>は41.05→42.78 (P=0.0067) と有意に増加している。

ウ さらに、NO<sub>2</sub>濃度は、一般内燃機関燃焼の多い冬季に増加し、大型発電所の影響は紛れてしまうが、一般内燃機関燃焼が少なくなり、それによるNO<sub>2</sub>排出が減少する夏場である7月及び8月に限定して、NO<sub>2</sub>時間測定平均濃度を比較すると、稼働前2016年は5.73ppm→石炭の投入を開始した2017年は8.38ppm→2018年は7.38ppm とPS稼働後に有意に増加している(甲A34号証)。

エ 以上のように、仙台PSは、周辺の大気質の悪化に影響を与えており、被告の主張は妥当ではない。

(2) また、被告は、他の工場、自動車、船舶等、仙台PS以外の大気汚染物質の排出源についても言及がないことを不合理であると主張する。

しかし、本件調査は、2016年と2018年の比較調査であるので、2016年以前に存在していた大気汚染物質の排出源は考慮する必要がない。

また、仙台PS周辺には、仙台PS稼働前から種々の工場、道路が存在していたが、調査の基点である2016年7月から仙台PS稼働後の調査をした2018年7月までに、近隣に有害な煤塵・ガスを排出する大きな施設が建設された事実はない。したがって、本件調査では仙台PS以外の因子の影響は無視できる。

## 6 まとめ

以上のとおり、被告の種々述べる批判はいずれもあたらない。

## 第5 本件調査に対する被告の態度の問題性について

1 被告は、本件調査によって明らかになった多数の者の健康被害の声を真摯に受け止めることもなく、「各原告の主張に過ぎない」と片付けているが、上記のとおり、そもそも、仙台PS稼働前に十分な健康調査が行えなかったのは、ひとえに被告が住民の意見を聞かず、強引に稼働を推し進め



たからにほかならない。

- 2 また、被告の事業は、石炭火力発電の稼働による電力の販売である。すなわち、石炭の燃焼により、大気中や海洋等に汚染物質をたれ流して環境と住民の健康を害し、また、今後健康を害するかもしれないという不安感を与えながら、被告だけが利益を得る事業形態である。

被告が仙台P S稼働を決めてから現在に至るまで、被告は、仙台P Sの社会的存在意義や、近隣住民及び周辺環境を犠牲にして被告が収益を上げることの正当性、被告が近隣住民に与える可能性のある利益など、受忍限度を根拠づける事実を具体的に摘示したことはない。

公害についての受忍限度の考慮要素として、「加害行為の態様とそれに対する社会的評価」があるが、当然のことながら、かかる「態様」には、加害者の認識・態度も含まれる。

原告らは、被告が単なる営利目的の私企業にすぎず、被告が存在することによる社会的利益などおよそ存在しないものと認識している。

原告らをはじめとする近隣住民や環境に対して害悪を与えても、その存在が許容されると社会的に認められるような事実が存在するというのであれば、被告は、原告らが納得できるよう具体的に説明すべきである。

以 上